

第10回行政手続部会
関係省庁ヒアリング(厚生労働省) 附属参考資料

資料3 参考

平成29年2月2日
厚生労働省

【目次】

- 1 . 社会保険・労働保険徴収事務センターについて 1
- 2 . e-Govにおける一括申請の流れ 2
- 3 . e-Gov電子申請システムAPIについて 3
- 4 . e-Gov電子申請システムAPIの現状 4

社会保険・労働保険徴収事務センターについて

センターの設置趣旨

中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第25条第8号及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)附則第2条第4項第1号に規定された社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図るため、年金事務所及び労働局は、社会保険・労働保険徴収事務センター(以下「センター」という。)を設置(平成15年)。

社会保険と労働保険の徴収事務を一体的に実施することにより、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図る。

センターは、各年金事務所(312カ所)内に設置し、窓口業務は年金機構の職員が実施。

センターの実施事務

各種届出の受付

社会保険各種届出に加え、労働保険関係の届出(概算・確定申告書(年更申告書)、成立届、雇用保険被保険者資格取得届等)の受付けを行う(労働保険関係の届出は、センターから監督署や安定所に郵送される)。

事業所説明会

労働保険の年更申告書に関する説明及び社会保険の算定基礎届に関する説明を共同で行う。

事業所調査

労働保険及び社会保険の両方の調査対象となっている事業所の中から、年金事務所と労働局が共同して調査することが可能であると認められる事業所を抽出し、一元的に調査を行う。

滞納整理(納付督促)

労働保険料及び社会保険料を滞納している事業所(共通滞納事業所)を選定し、情報を共有する。共通滞納事業所に対し、呼び出し等により共同で納付督促を行う。

e-Govにおける一括申請の流れ

e-Gov電子申請システムでは、たくさんの申請届出を反復継続的に行う利用者の方の利便性向上を鑑み、一括申請機能を提供しております。(平成22年度6月～)

ステップ1 申請データの作成・電子署名実施

申請データ(署名含む)を作成



申請者是对应ソフトウェアを用いて申請データを作成します。必要に応じて、作成した申請データへの電子署名についても行ないます。

ステップ2 パーソナライズ照会から一括申請を選択

- 一括申請用パーソナライズIDとパスワードでログイン
- 「一括申請データ送信」をクリック



申請者はパーソナライズログイン後、「一括申請」をクリックします。

ステップ3 申請データをzipに圧縮・送信

圧縮した申請データを送信



送信データ簡易チェック
送信結果表示

申請者は作成した複数の申請データを圧縮したZIP形式ファイルを、パーソナライズ画面から送信します。
e-Gov電子申請システム側で受信したデータは、簡易チェックを行ったうえで、送信結果を表示します。

ステップ4 e-Gov電子申請システムへの申請データ到達・完了通知メールの受信



形式チェック完了

e-Gov電子申請システム内部で形式チェック処理が実行され、受信した各申請データの内容と電子署名の検証を行なったうえで、申請書を到達として扱います。
形式チェックの完了をメールにて申請者に通知します。

ステップ5 「パーソナライズ照会」画面から案件ごとの状況を確認

申請状況確認



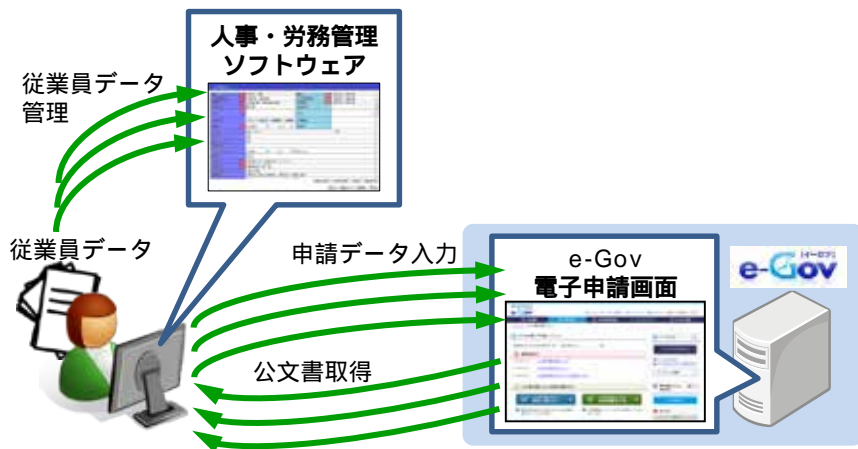
処理状況表示

申請者は、完了通知のメールを受け取った後、「パーソナライズ照会」画面から、送信案件ごとに各申請の状況を確認することができます。
申請者からの操作に応じて、各申請案件の処理状況を表示します。

e-Gov電子申請システムAPIについて

外部連携API対応のソフトウェアを用いることにより、一括申請と同じ行政手続について、申請データの作成から、申請、公文書取得までの全ての機能をソフトウェア上から行えるようになります。既存の電子申請では必要であったe-Gov電子申請のWebサイト上からの操作は不要となり、結果として、既存の電子申請方法と比較しても操作方法や進捗管理が簡便に行えるようになり、より効率的な申請・届出業務が行えるようになると考えられます。

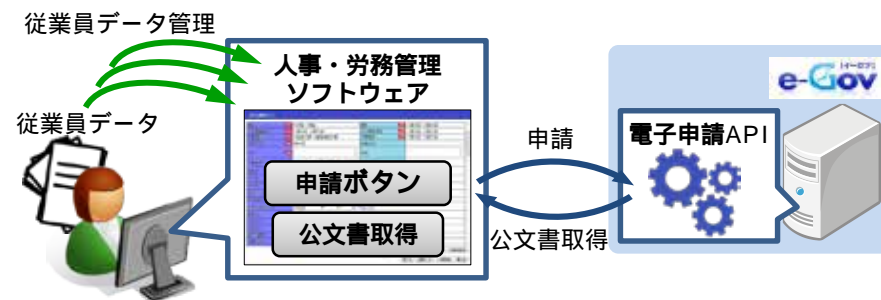
既存のウェブサイトからの申請イメージ



大量の手続を行なう事業者は、社内データを管理する為に労務会計ソフトウェアを導入している事例が多い
労務会計ソフトウェアの入力とは別に申請時には同じような内容をe-Gov電子申請画面に入力する必要があり、二度手間。

大量・反復的な申請を行いたい場合、ブラウザ上から1件ずつ電子申請を行うのは煩雑。
申請した手続の審査状況の確認や公文書の取得にも、都度e-Govサイト上の操作が必要

外部連携APIを利用した申請イメージ



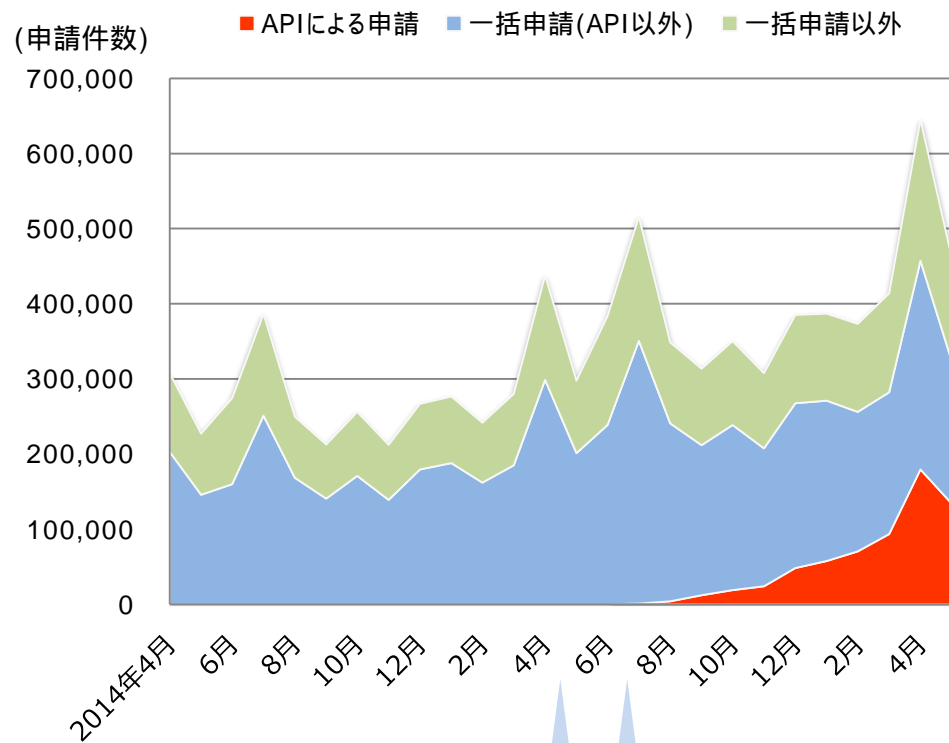
労務会計ソフトウェアを入力してあるデータをそのまま電子申請を行うことができる。
審査状況の確認や公文書の取得も労務会計ソフトウェア上からそのまま行える。
労務会計ソフトウェアとブラウザを往復せずに済む。
プログラムにて反復操作を組み込むことも可能な為、大量・反復的な申請を行う場合の手間の大幅な軽減が見込める。

e-GovのWebサイト上でも、API対応ソフトウェアの紹介を行っています。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/api_software/index.html

e-Gov電子申請システムAPIの現状

e-Govにおけるオンライン申請の件数推移



API運用開始

API対応ソフトウェア
のリリース開始

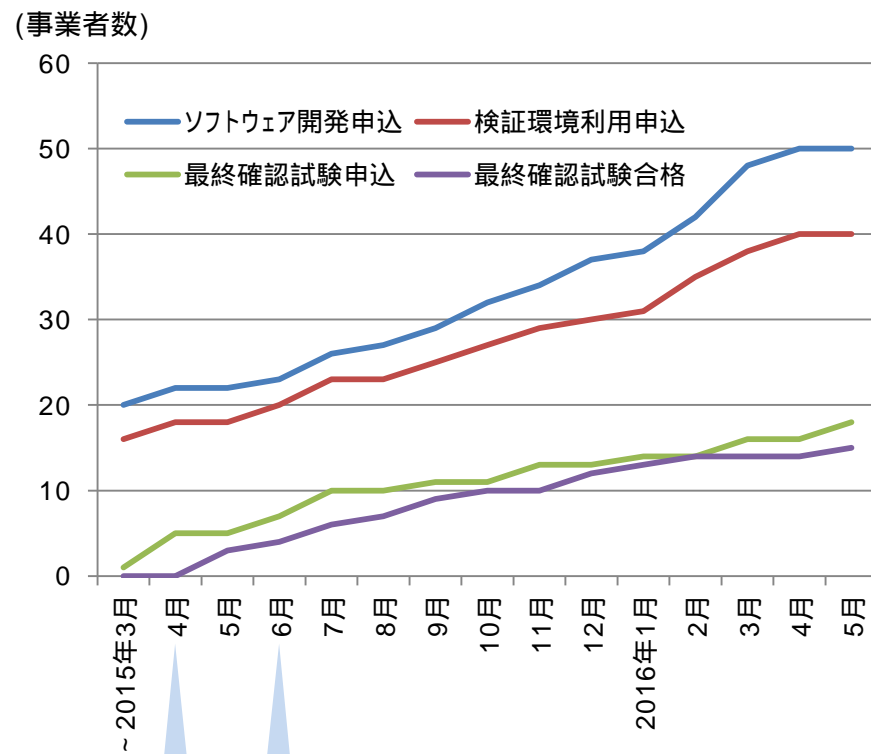
4月は入社退社に伴う手続き、7月は労働保険年度更新と被保険者報酬

月額算定基礎届の為ピークが存在しています。

概ね、前年比140%程度にて申請件数は増加し続けています。

2016年5月時点でAPIによる申請は全体の30%程に達しています。

API対応ソフトウェアの開発状況



API運用開始

API対応ソフトウェア
のリリース開始

2016年5月時点では50社からソフトウェア開発の申込みがあり、15社が最終確認試験に合格しています。

販売開始しているソフトウェアについては、e-Gov上にも掲載を行っておりますので、掲載希望される場合には、お問合せください。